

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人都市計画協会（以下「当協会」という。）の定款第15条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する事項について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第25条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に規定する評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当協会は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 常勤役員には、定例役員報酬及び特別手当を支給する。
- 3 非常勤役員及び評議員の報酬は、必要のつど定額を支給する。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職金を支給する。

(定例役員報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の定例役員報酬月額、別表1に定める常勤役員俸給表のうちから会長が理事会の承認を得て定める。

- 2 特別手当は、定例役員報酬月額の5ヶ月分とする。

(定例役員報酬等の支給)

第5条 定例役員報酬及び特別手当の支給日、支給方法並びに定例役員報酬及び特別手当より控除する額等支給に関する詳細は、当協会職員給与規程に準ずるものとする。

(非常勤役員、評議員の報酬等及び旅費)

第6条 非常勤役員及び評議員の報酬は、理事会等出席謝金、評議員会出席謝金及び監査謝金とし、別表2に定める額とする。

- 2 理事会等出席謝金は、理事会及び会長が招集するその他の会議（評議員会を除く。）に出席した非常勤役員に支給する。
- 3 評議員会出席謝金は、評議員会に出席した評議員及び非常勤役員に支給する。

- 4 監査謝金は、監査の実施に対し、監事に支給する。
- 5 理事会、会長が招集するその他の会議及び評議員会の出席並びに監査の実施に必要な旅費については、当協会旅費規程に基づき、必要な鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料を支給する。ただし、日当は支給しない。

(退職金)

第7条 退職金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職金は、次に定める算式により算出される額以内とする。支給額は理事会の決議を経て会長が別に定める。

第4条第1項の規定により定めた報酬月額×在職月数×12.5/100

(費用)

第8条 当協会は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

- 2 常勤役員が、通勤のために交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする場合には、当該役員が負担する運賃の額を通勤手当として支給し、その計算方法は当協会職員給与規程に準ずるものとする。

(公表)

第9条 当協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月25日から施行する。

別表1（第4条関係）

常勤役員俸給表

（単位：円）

	月 額		月 額
1号俸	780,000	4号俸	870,000
2号俸	810,000	5号俸	900,000
3号俸	840,000	6号俸	930,000

別表2（第6条関係）

非常勤役員報酬、評議員報酬

（単位：円）

区分	理事会等出席 謝金（1回当り）	評議員会出席 謝金（1回当り）	監査謝金 （1日当り）
会長	15,000	15,000	
理事	10,000	10,000	
監事	10,000	10,000	10,000
評議員会議長		15,000	
評議員		10,000	

（注）上記の表に規定する金額に、所得税及び復興特別所得税の合計額を
加算した金額をもって報酬額とする。